

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年) December 12月号

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました



朝焼けと漁船（姶良市：重富海岸にて）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました	2
年末年始無災害運動について	3
「年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	4
年末年始建設業一斉監督の実施について	5
平成27年度上半期	
個別労働紛争解決制度の運用状況について	6～7
災害に学ぶ～伐木作業時における激突され灾害～	8～9

さくらじま

今年のプロ野球はソフトバンクホークスが日本一に輝いた。まずは日本一となったことを祝福したい。

そのソフトバンクホークスの日本シリーズでの対戦相手は、昨年まで2年連続セ・リーグ最下位だった東京ヤクルトスワローズだった。

日本シリーズではホークスに敗北はしたものの、混セと言われたセ・リーグの中で、見事、14年ぶりの優勝を勝ち取った。シーズン途中に9連敗を喫するなど非常に厳しい戦いを制した上での優勝である。

今年のスワローズのチーム状態としては、主力打者の長期

年次有給休暇を計画的に活用しよう	10
新ジョブ・カード制度についてのご案内	11
平成27年業種別死傷災害発生状況（10月末）	11
女性活躍推進法相談会のご案内	12
うわさの健康情報 シリーズ 「睡眠を考える」	13
職場リーダー向け	
リスクアセスメント実務研修のご案内	14～15
平成28年1月の講習開催のご案内	16

離脱など戦力的に充実しているとは言えない中で、選手達が結束し互いにフォローし合い、良い結果に結びついたと思う。投手陣が昨年と見違えるほどの頑張りをみせれば、打撃陣では、首位打者、本塁打王、打点王等のタイトルを独占し、投手陣の熱投に応える働きを見せた。

そして、スワローズの「伝統」とも言える監督のフレーズ。「ファンの皆様、優勝おめでとうございます！」

厳しい状況下にあっても周りの方々と協力し合い、最後には「おめでとうございます！」と言えるよう仕事に邁進していかねば、と気持ちを新たにさせられた一年だった。

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県の各特定（産業別）最低賃金が次のとおり改正されました。

三つの特定（産業別）最低賃金のうち、百貨店、総合スーパー最低賃金を除く、二つの特定（産業別）最低賃金につきましては、平成27年8月28日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正の諮問がなされ、同審議会で、平成27年9月29日から10月15日にかけて計6回の審議を行い、その結果、同審議会から二つの特定（産業別）最低賃金のいずれも現行時間額を引き上げる旨の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することになったものです。

表のとおり電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、12円引上げの時間額732円、自動車（新車）小売業は、14円引上げの時間額

762円となりますので、ご注意いただき、適切な対応をお願いします。

これにより、先に改正され平成27年10月8日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額694円】と併せ、平成27年度の最低賃金改正手続きはすべて終了したことになりますが、改正が見送られた、百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、平成27年10月8日より鹿児島県最低賃金額694円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページには、これら改正された最低賃金についての一覧表の他、賃金の支払われ方（時間給、日給、月給）による最低賃金との比較方法や、実際に支払われている賃金が最低賃金額を上回っているかどうかを確認できるプログラムなどもありますのでご覧ください。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	732円	平成27年 12月16日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます）。 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸ぱり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	762円	平成27年 12月10日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます）。 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	694円		平成27年10月8日から鹿児島県最低賃金額694円以上の支払が必要となります。

平成27年度 年末年始無災害運動

平成27年度年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で45回目を迎える。

我が国における労働災害は、長期的には減少傾向を辿ってきたが、この5年間では、一進一退を続けており、平成26年は、死亡災害、死傷災害、重大災害のいずれも前年を上回った。また、平成27年上半期では、死亡災害、死傷災害は前年に比べ減少しているものの、第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて更なる取組が必要である。

この背景には、団塊世代の大量退職に伴う安全衛生ノウハウ継承の断絶や非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、若年労働者の危険感受性の低下や企業における安全管理体制の「ほころび」などが想定され、まさに「現場力」の低下というべき新たな課題を顕在化させている。また、安全に対する意識が弱いとされる第三次産業では、近年、就業者数の増加に伴い、労働災害が増加傾向にあることから、安全意識を高めるための活動の促進が求められている。

一方、健康面では、平成26年度の精神障害の労災支給決定件数が過去最多となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。また、溶剤、薬品等の化学物質の飛沫による眼等の薬傷・やけどなど、保護眼鏡等の基本的な保護具の着用で予防できる重篤な災害も依然として発生している。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度の創設、化学物質のリスクアセスメントの実施、職場における受動喫煙防止対策など、業務上疾病の発生を未然防止する仕組みの充実が進められている。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）に基づき、平成27年7月には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が定められた。

こうした中、職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高めることが必要である。特に経営トップは、強い決意のもと自らが先頭に立ち、安全衛生活動について総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底をすることが必要である。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなる。各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となる。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成27年12月15日から平成28年1月15日までとする。

3 運動標語

「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始

4 主唱者 中央労働災害防止協会

5 後援 厚生労働省

6 実施者 各事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 機関誌、インターネット等を通じての広報

(2) リーフレット等の制作及び配布

(3) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

(1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明

(2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着

(3) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

(4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底

(5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底

(6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施

(7) 安全衛生パトロールの実施

(8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底

(9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底

(10) 交通労働災害防止対策の推進

(11) 東日本大震災に伴う復興工事等における労働災害防止対策

(12) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底

(13) 腰痛予防、転倒防止、受動喫煙防止の対策の推進

(14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施

(15) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底

(16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



「年末年始無災害運動」図書・用品のご案内

会員事業場 様

(公社) 鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、12月15日から平成28年1月15日まで、「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始のスローガンのもと、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を進めるため、中災防用品の販売を行うことにしていきますので、ご活用下さいますようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電話 099-226-7427
FAX 099-226-7427

◇川内支部

電話 0996-25-1377
FAX 0996-25-1377

◇鹿屋支部

電話 0994-40-9055
FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電話 0995-63-1030
FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電話 0993-58-2183
FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電話 099-472-4877
FAX 099-472-4833

◇大島支部

電話 0997-53-5487
FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電話 0997-22-2736
FAX 0997-22-2731

第45回 「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始

年末年始無災害運動

2015.12.15 → 2016.1.15

主催：中央労働災害防止協会
後援：県労働省

※布製(綿、ポリエステル)ののぼりに社名印刷いたします(有料)。詳しくはP.16へ 布製ののぼりはすべてハトメ・ヒモ付

「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始

中 年末年始無災害運動

NEW!

▶ 平成28年 年間標語
健康と 安全チェックが 作業の 基本
しっかり守って ゼロ災職場

申込No.583 2,376円 2.3×0.7m ポリエチル

▶ 年末年始無災害運動のぼり(耐水用紙)
中 年末年始無災害運動

申込No.584 308円 1.4×0.5m (1.0mの2分割)

申込No.585 185円 1.09×0.38m

申込No.586 154円 0.93×0.2m

左記は「小」の横幅です。特大、大の横幅は異なります。

年末年始無災害運動用のぼり 各2,052円

▶ 無災害でいこうのぼり

申込No.587 2,376円 2.3×0.5m ポリエチル

申込No.588 2,376円 2.3×0.7m ポリエチル

謹賀新年

みんなで暮らす安全と健康

年末年始建設業一斉監督の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成27年12月1日（火）から平成28年1月29日（金）までの期間を「年末年始建設業一斉監督」として、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉監督を実施します。

1 趣旨

鹿児島労働局管内の本年1月から10月までの休業4日以上の労働災害による死傷者数は、全産業で1277件と昨年同期と比べると、5件減少していますが、建設業においては221名と13名の増加となっています。12月及び1月は年末年始で何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、建設業では労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一緒に、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るために、建設業一斉監督を実施します。

2 実施期間

平成27年12月1日（火）から平成28年1月29日（金）までの期間

3 監督指導の重点

死亡災害が多い「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）のおそれのある現場を重点に行う。

(1) 墜落・転落災害の防止対策

足場の設置等による作業床の確保、安全帯（命綱）の使用、開口部等への囲いの設置

(2) 建設機械災害の防止対策

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保

(3) 土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止支保工の設置

4 労働災害発生状況

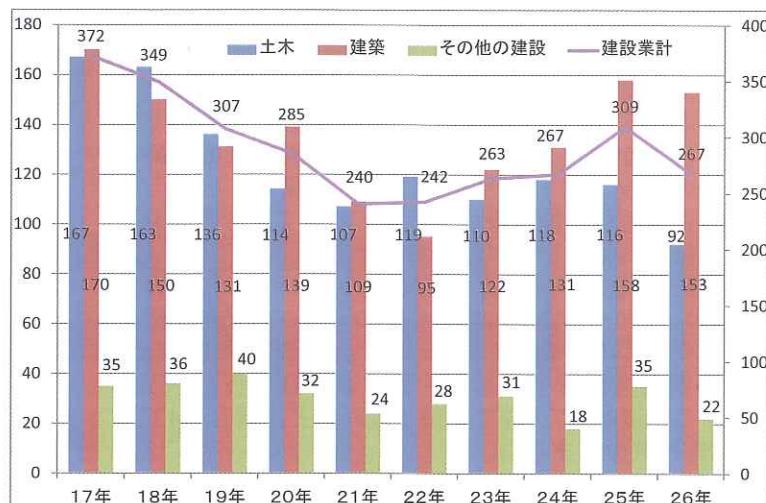
鹿児島県内における建設業の労働災害は、本年10月末現在で、221件と前年より13件増加しており、死亡災害は4件と前年と同数となっています。業種別では、土木工事業が79件で1件の増加、建築工事業は119件と3件の増加、その他の建設業は23件で9件の増加となっています。

死亡災害については、建築工事業で1件と2件の減少となっていますが、土木工事業で2件で前年より1件増加、その他の建設業で1件発生し、1件の増加となっています。

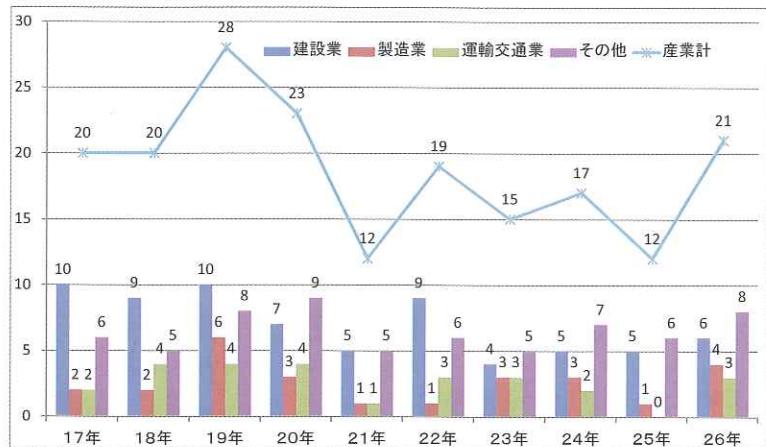
テーブル1 平成27年 業種別死傷災害発生状況(10月末)

業種	死傷件数	死亡件数
全産業計	1,277	13
建設業計	221	4
建設業（土木工事業）	79	2
建設業（建築工事業）	119	1
建設業（その他の建設業）	23	1

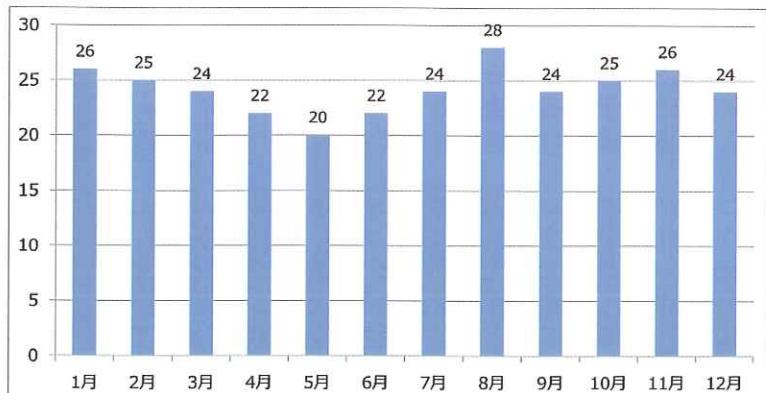
グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



グラフ3 月別平均労働災害発生状況（建設業における過去10年の平均）



当事者双方のあっせん手続きへの参加が増加し、その中の合意成立は81%

平成27年度上半期個別労働紛争解決制度の運用状況

鹿児島労働局企画室

★民事上の個別労働相談件数

1,729件 (22.2%減)

★助言・指導申出件数

20件 (39.4%減)

★あっせん申請受理件数

28件 (27.3%増)

※増減率は前年度同期との比較

鹿児島労働局では、個々の労働者と事業主との間のトラブルを未然に防止し、発生した場合においても、できるだけ迅速な解決を援助するため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「個紛法」という。）に基づき、総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関する幅広い相談を受け付けております。

平成27年度上半期（以下「当期」という。）に総合労働相談コーナーに寄せられた相談のうち、労働基準法や最低賃金法等の法令違反を伴わない労使間で発生した民事上の個別労働紛争（以下「個別労働紛争」という。）に関する相談は1,729件で、前年度同期と比較し、492件（22.2%）減少しました。

個別労働紛争に関する相談を内容別にみると、退職勧奨や雇い止め、自己都合退職等の「退職関係」に関する相談が513件（24.4%）で最も多く、以下「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が433件（20.6%）、「解雇」に関する相談が325件（15.5%）、賃金や退職金などの「労働条件の引下げ」に関する相談が172件（8.2%）、「賠償」に関する相談が80件（3.8%）と続いております。これら以外は「その他」として集計しており、579件（27.5%）で「雇用管理改善」、「配置転換」、「懲戒処分」等に関する相談が含まれます。なお、いわゆる職場での「パワー・ハラスメント」は、「いじめ・嫌がらせ」に含まれます。

前年度同期と比較すると、「退職関係」が152件（22.9%）、「労働条件の引下げ」が111件（39.2%）、「賠償」が34件（29.8%）、「解雇」が49件（13.1%）減少する中で、「いじめ・嫌がらせ」のみが51件（13.4%）増加しています（「グラフ1」参照）。

個別労働紛争の解決には、まず当事者間で十分話し合っていただくことが極めて大切であり、個紛法第2条においても、自主的解決の努力義務が定められています。

しかしながら、当事者間で自主的に解決することが困難な場合は、同法に基づく裁判外の紛争解決制度として、当局には、

①鹿児島労働局による「助言・指導」

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」

の2つの制度が設けられておりますので、ご検討ください。

これらの制度では、助言等への対応やあっせん手続きへの参加は、当事者の判断によるため、裁判制度のように対応しないことによる法的な不利益はありませんが、多くの専門的な書類の作成を要すること等から弁護士等の専門家に依頼することが多い裁判、労働審判に比べて、「手数料がかからない（無料）」、「手続が簡素である（迅速）」、「非公開で、当事者のプライバシーが保護される」

というメリットがあります。

これらの制度の運用状況は次のとおりです。

①鹿児島労働局長による助言・指導について

当期における助言・指導の申出件数は20件であり、前年度同期から13件減少しました。

申出内容の特徴としては、「いじめ・嫌がらせ」が8件（40.0%）で前年同期に比べて倍増となった結果、全項目中最多くなり、次いで「解雇」が5件（25.0%）で、これらで全体の3分の2近くを占めています。その一方で、「退職関係」が9件から1件（5.0%）へ、「労働条件の引下げ」が4件から1件（5.0%）と、前年度同期と比較して大幅に減少しています。

②鹿児島紛争調整委員会による「あっせん」について

「あっせん」とは、労働問題や法律の知識・経験が豊富な第三者である弁護士等があっせん委員として、公平・中立な立場で両当事者の間に入り、双方の主張を確かめながら、歩み寄りを促すことにより、個別労働紛争を合意に導くという解決を援助する制度です。

両当事者の参加によるあっせん期日は、原則として1日であるため、簡易かつ迅速な処理が可能であり、さらに双方の同意がない限り両当事者が会わずに、あっせん委員が個別に主張を確認するため、精神的な負担の面でもメリットがあります。

当期におけるあっせん申請受理件数は28件であり、個別労働相談件数及び助言・指導申出件数が減少する中で、前年度同期の22件から27.3%増加しました。

紛争の内容は、「解雇」が12件（41.4%）と最も多く、次いで「退職関係」が7件（24.1%）、「いじめ・嫌がらせ」が6件（20.7%）、「労働条件の引下げ」が1件（3.4%）の順となっています。これらを合計すると、全体の9割近くに達しています。

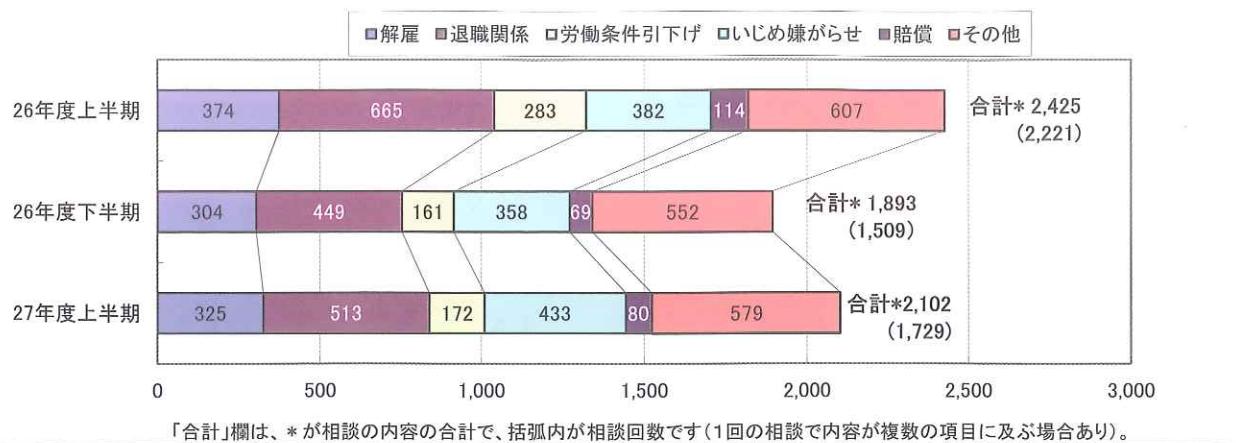
また、当期の紛争内容を前年度同期と比較すると、「解雇」が5件（71.4%）増、「退職関係」が3件（75.0%）増と大幅に増加し、「いじめ・嫌がらせ」も1件（20.0%）増加しています。

当期中にあっせんの処理を終了した事案（当期以前に申請を受理したものも含む。）30件のうち、要した期間が2ヶ月以内であった事案は24件（80.0%）であり、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を生かした運用がなされています。前述のとおり、あっせんに参加するか否か、また、参加した場合も、合意するか否かは当事者の意思にゆだねられるため、14件は不参加または合意に至らないことにより打切りとなったものの、その割合は前年度同期の72.0%から46.7%へ大幅に減少しています。逆に両当事者があっせんに参加した事案は、前年度同期の9件から16件へ大幅に増加し、このうち13件は合意が成立し、8割強という高い解決実績となっています。これは、主張が一致しない紛争状態であるにもかかわらず、個別労働紛争の早期かつ自主的な解決に向けて、申請人、被申請人双方が誠意を持って積極的に対処されたこと及び両当事者間へ公平・中立の立場で入るあっせん委員が尽力されたことによる成果と考えられます。

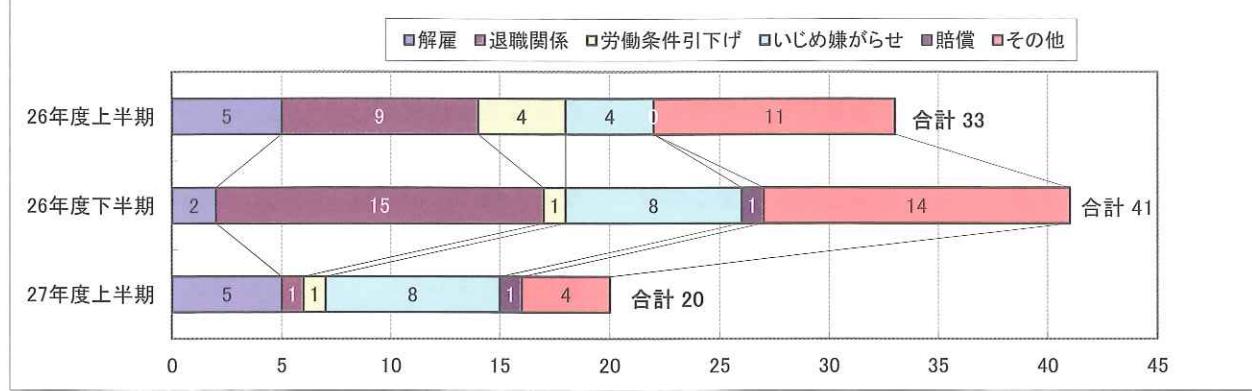
なお、当期は助言・指導、あっせんとも、全事案が労働者の方からの手続きにより処理を開始したものでしたが、事業主の方も申出や申請ができますので、個別労働紛争が発生し、当事者間での解決が困難な場合には、簡易な手続きで迅速に解決を援助するこれらの制度の利用をぜひご検討ください。

本件に関する問い合わせは、鹿児島労働局総務部企画室（099-223-8239）まで。

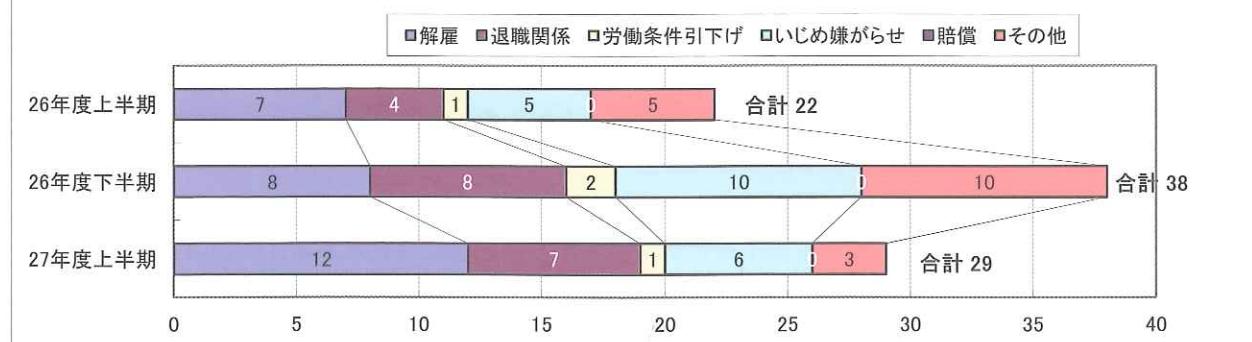
グラフ1(相談件数の内容)



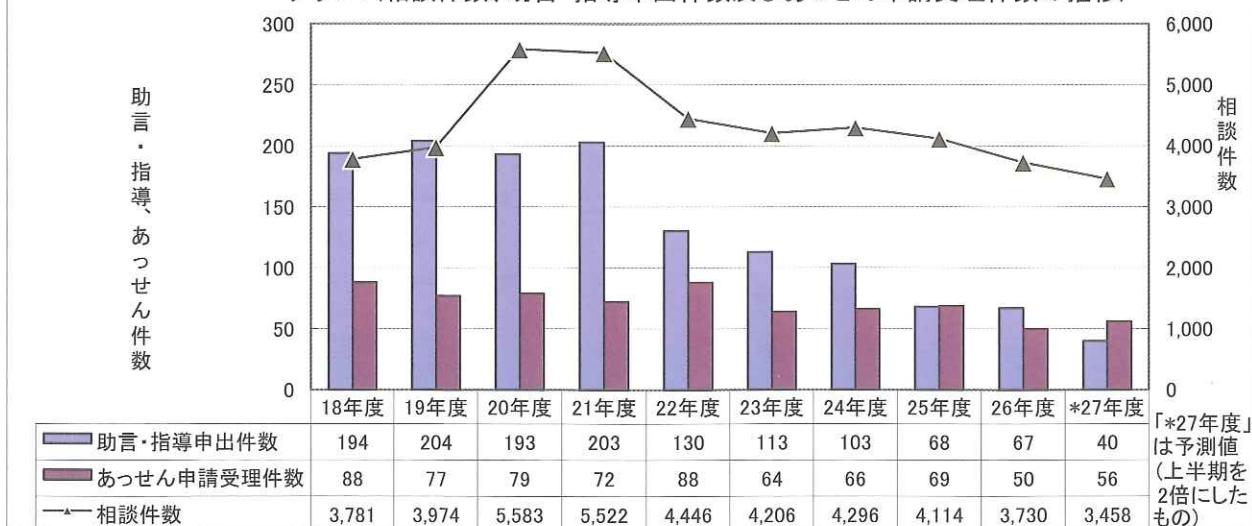
グラフ2(助言・指導の申出内容)



グラフ3(あっせん申請の受理内容)



グラフ4(相談件数、助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移)



災害に学ぶ

「伐木作業時における

激突され災害」

鹿児島労働局健康安全課

1はじめに

林業や道路建設工事に伴う伐木作業において、伐倒した木が近くで作業していた別の作業員を直撃したため死亡する災害が、昨年末から今年にかけて連続して発生しました。

今回は、林業現場で発生した災害事例を紹介します。

2災害発生状況

作業を行ったのは4名（Aさん、Bさん、Cさん、被災者）で、Bさんと被災者は臨時作業員でした。

災害発生当日の午前中は、伐倒、玉切り、集材作業を行い、昼の休憩後、午後1時から作業を再開しました。

午前中に引き続き、Aさんと被災者は伐倒作業、Bさんはグラップル（林業機械）を使用して集材作業、Cさんは現場から一般道路近くの集材箇所まで玉切した木の運搬作業をそれぞれ行いました。

午後2時頃Aさんは、伐倒作業を自分一人のみに変更し、被災者には伐倒木の玉切作業を行うように指示しました。

このときAさんは、伐倒方向は北東側であることをBさんと被災者に説明しました。

Aさんはその場所で1本目の木を伐倒し、Bさんはこの伐倒木をグラップルで引き出し、被災者はその伐倒木の玉切り作業に取り掛かりました。

続いてAさんは、2本目となる樹高が約25メートルの杉の伐倒作業に取り掛かり、チェーンソーで伐倒方向側から受け口を切り、次に受け口と反対側から追い口を切り、くさびを打ちました。

Aさんはここで一旦作業を中断し、Bさんと被災者の作業の様子を確認しました。

AさんはBさんが玉切り作業を終えてグラップルに乗る時に、笛を鳴らして伐倒の合図を行ないました。

これに対しBさんは、Aさんに向かって手を上げて応答し、グラップルを南側に移動させました。

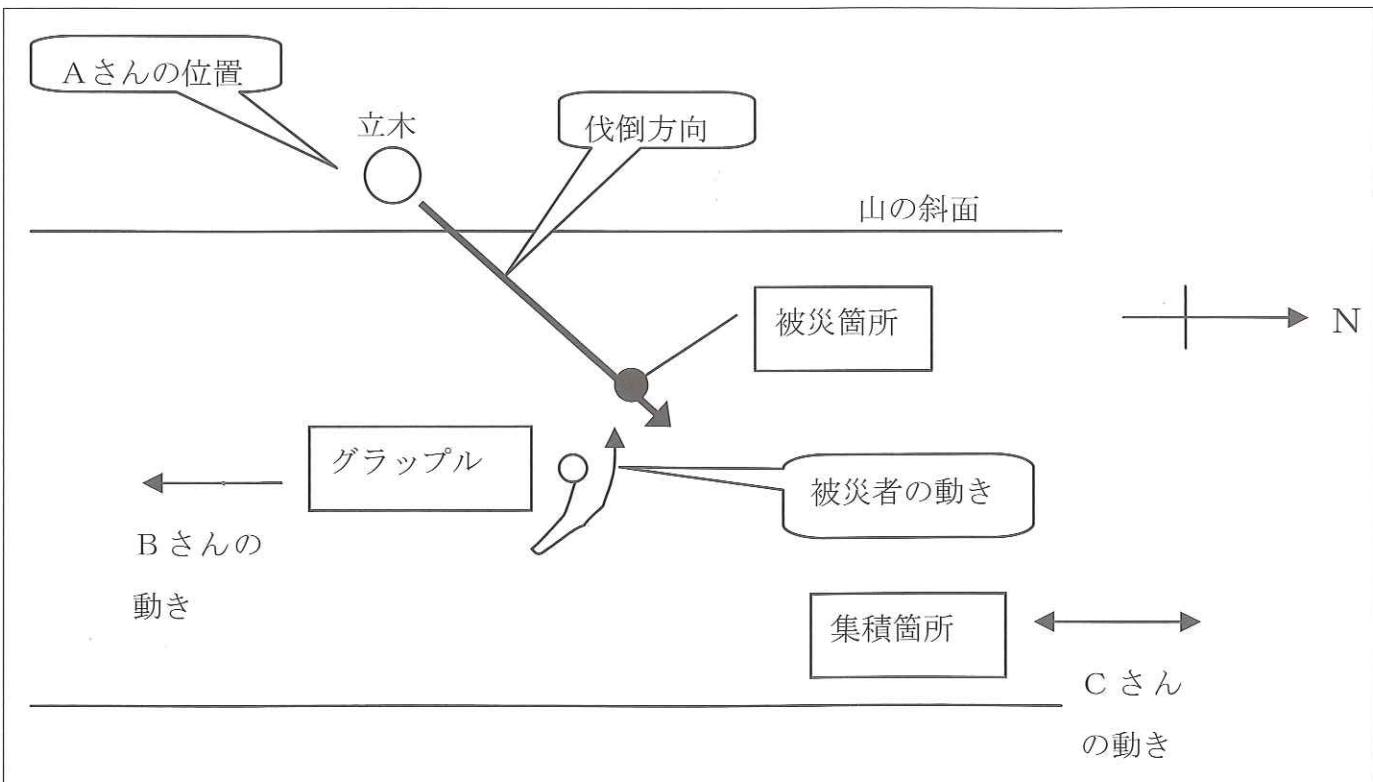
一方、被災者からはAさんの伐倒の合図に対する応答はありませんでしたが、被災者が玉切り作業後に、Bさんが乗っているグラップルの東側に向かって歩いて行くのをAさんは確認しました。

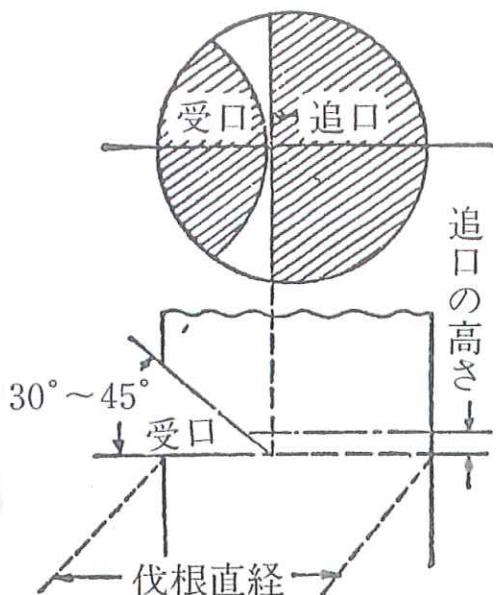
Aさんは被災者がグラップルで死角になり見えなくなった時点での作業を再開し、さらに追い口を切り進め、くさびを打ち込んだことで木は倒れ始め、予定した北東側に倒れました。

ところが、木が倒れる直前に被災者はその木の伐倒方向により、倒れてきた木に激突されました。

Aさんは伐倒作業を再開後はBさんと被災者の様子を見ておらず、災害が発生したことはBさんから聞いて初めて知りました。

その後、被災者は救急車で病院へ搬送されましたが亡くなりました。





3 災害の原因

- 伐倒する立木の樹高の1.5倍以上の距離の範囲（以下「危険区域」という）から、被災者が避難したことを確認せずに伐倒作業を行ったこと。
- 危険区域内で伐倒者以外の者による作業が行われていたこと。
- 伐倒作業の周辺で作業を行う者の退避場所が定められていなかったこと。
- 伐倒者の合図に対する応答合図を定めていなかったこと。
- 被災者が危険区域内に立ち入ったこと。

4 災害防止対策

- 伐倒者に伐倒者以外の者が危険区域外に退避したことを確認させること。
- 伐倒者以外の者が危険区域内で作業を行なうことがな

いように、事前に作業計画を定め、その計画を関係労働者に周知すること。

- 事前に退避場所を選定し、確實に退避させること。
- 事前に伐倒者の合図に対する応答合図を定めること。
- 伐倒者以外の者が伐倒作業中に危険区域内に立ち入ることがないように、安全教育を徹底すること。

5 おわりに

今回の災害は、伐倒する最終段階でAさんは笛を鳴らし、周辺にいたBさんと被災者に合図を行いました。

それに対し、Bさんからの応答はありましたが、被災者からの応答はありませんでした。

Aさんが被災者から応答がなかったことを不審に思い、被災者から応答があるまで合図を繰り返し、作業を中断したままであれば災害は発生しなかったとも言えますが、Bさんの位置も危険区域内でした。

つまり、この現場では伐倒時に周辺で作業を行う者が危険区域内に入っているということは、日常的にあったものと思われます。

伐倒木による周辺作業者の災害防止は、伐倒方向が予定どおりに行かないことも想定し、伐倒木を中心に危険区域内に立ち入らせない、立ち入っていないことを確認するという以外に対策はありません。

事業主・管理者は、労働者の安全教育を徹底するとともに、伐倒作業時にこの対策が守られているかどうかを確認し、日々の作業時において適切な指示を行うよう努めて下さい。

林業に限らず、どのような作業を行うにしても、思い込みによる判断をしてはならないということとともに、定められた手順や行動が日々守られているという職場を作ることが重要です。

セミナー・研修のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

当協会では、27年度下期の研修会を下記のとおり計画しています。
詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。
多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
職場リーダー向けリスクアセスメント研修	28年2月5日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	28年2月19日	鹿児島市

ワーク・ライフ・バランス
**仕事と生活の調和のために、
 年次有給休暇を計画的に活用しよう。**

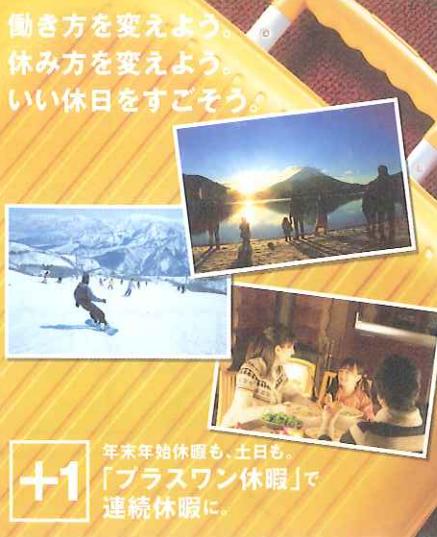
**年次有給休暇の取得促進に向けて、
 労使が協力して取り組むことが必要です。**

1 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ

2 管理者が率先して休暇を取得

3 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
**仕事と生活の調和のために、
 「プラスワン休暇」で連続休暇に。**

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができます。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています。※この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※平成25年就労条件総合調査

1.導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3.導入例

年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2015年12月～2016年1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	天皇誕生日 23	年休 24	年休 25	26
27	+ 年休 28	+ 4	29	30	31	元日 1
年次有給休暇 3						年次有給休暇 2

2016年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	昭和の日 29	30
1	+ 年休 2	+ 3	4	みどりの日 5	+ 年休 6	+ 7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始・ゴールデンウィークを組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

新ジョブ・カード制度について（ご案内）

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

事業主の皆様、新ジョブ・カード制度をご利用ください！

「生涯を通じて活用するキャリア・プランニング」や「職業能力証明」のツールとして活用できるよう、10月から新たに「ジョブ・カード制度」を開始しました。「新ジョブ・カード」は、労働者のキャリア・プラン等の情報を蓄積し、労働者自身が生涯のキャリア形成の場面で活用するツールであるとともに、職務経験や職場での仕事ぶりの評価等に関する情報を「見える化」した職業能力証明として活用できるツールです。

事業所における様々な場面で活用できます。

- 従業員の仕事ぶりの評価に使うことによって、従業員のキャリア形成の促進、職業能力の「見える化」に役立ちます。
- 採用の場面で、ジョブ・カードを履歴書の追加書類とすることにより履歴書だけでは見えなかった能力を把握できます。
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（有期実習型訓練・実践型人材育成システム）を実施し人材を確保できます。
- ジョブ・カードを使うことにより従業員のキャリアコンサルティングが行えます。（一定の要件を満たす場合に助成金制度あり）

※詳細については、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/）にてご確認ください。

雇用失業情勢（9月）

鹿児島労働局 職業安定課

県内有効求人倍率 0.86倍（全国最下位）
(県内正社員有効求人倍率0.54倍)

全国有効求人倍率 1.24倍

※ 求人（特に正社員）が不足しております。
求人募集を行う際は、もよりのハローワークを利用くださるよう、お願ひいたします。

知って役立つ助成金について

鹿児島労働局職業対策課

【建設労働者確保育成助成金】

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指す、建設事業主（雇用保険料率1000分の16.5）を支援する制度です。

主な制度として、建設労働者に技能実習を受講させた場合、経費の実費相当の9割（委託費は8割）を一人当たり20万円を上限に支給。有給で受講させた場合、1日当たり8000円かつ20日分を上限に賃金助成として支給する制度があります。

そのほか、若年者及び女性労働者の入職や定着を図る目的の事業の経費助成等、コースがほかにもありますので、支給要件等の相談も含め、詳細は職業対策課099-219-5101へ問い合わせください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,277	13	1,282	17	-5	-4
1 製造業	233	2	268	3	-35	-1
1 食料品製造業	140	1	162	1	-22	
4 木材・木製品製造業	7		16		-9	
9 煙草・石製品製造業	18		10		8	
11～12 金属製品製造業	11	1	19		-8	1
13～15 機械器具製造業	15		22		-7	
上記以外の製造業	42		39	2	3	-2
2 鉱業	2		4		-2	
3 建設業	221	4	208	4	13	
1 土木工事業	79	2	78	1	1	1
2 建築工事業	119	1	116	3	3	-2
3 その他の建設業	23	1	14		9	1
4 運輸交通業	145	3	164	3	-19	
1 鉄道・航空機業	5		4		1	
2 道路旅客運送業	8		16	1	-8	-1
3 道路貨物運送業	131	3	144	2	-13	1
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	15		8	1	7	-1
1 陸上貨物取扱業	6		3	1	3	-1
2 港湾運送業	9		5		4	
6 農林業	66	2	60	1	6	1
1 農業	28		23	1	5	-1
2 林業	38	2	37		1	2
7 畜産・水産業	66	1	65	1	1	
8 商業	162	1	196	1	-34	
1 卸売業	20		33		-13	
2 小売業	122	1	145	1	-23	
3 理美容業	3				3	
4 その他の商業	17		18		-1	
9 金融・広告業	10		7		3	
11 通信業	4		9		-5	
12 教育・研究業	15		12		3	
13 保健衛生業	158		137		21	
1 医療保健業	63		63			
2 社会福祉施設	88		69		19	
3 その他の保健衛生業	7		5		2	
14 接客娯楽業	85		81	3		-3
1 旅館業	19		22	1	-3	-1
2 飲食店	41		40	2	1	-2
3 その他の接客娯楽業	25		19		6	
上記以外の事業	95		63		32	
10 映画・演劇業						
15 游戯・娯楽業	53		36		17	
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	41		27		14	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	137	3	147	2	-10	1
第三次産業（8-17）	529	1	505	1	24	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死傷者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

安全くん

年末年始無災害運動

「イラストレーター：ミヤヒデタカ」





女性活躍推進法相談会

鹿児島労働局雇用均等室

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、労働者数301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が新たに義務づけられます。

これら制度の施行日である平成28年4月1日に向けて、円滑に行動計画の準備等をすすめていただくため、下表のとおり県内5箇所で相談会を下記のとおり実施します。

事前予約制とさせていただきますので、希望日時・会場等を事前にお電話等でお申し込みください。（鹿児島労働局HPトップ画面→右横下バナー「女性活躍推進法成立平成28年4月1日全面施行」→雇用均等室からのご案内）

月	日	会場	受付時間
平成27年	11月 18日(水)、26日(木) 27日(金)	鹿児島市西千石庁舎 ハローワーク加世田	9時～16時 10時30分～15時
	12月 7日(月) 14日(月)	ハローワーク川内 ハローワーク鹿屋	10時30分～15時 11時～15時
	9日(水)、16日(水) 22日(火)	鹿児島市西千石庁舎	9時～16時
	1月 6日(水) 8日(金)、13日(水) 20日(水)、27日(水)	ハローワーク国分 鹿児島市西千石庁舎	10時30分～15時 9時～16時
	2月 3日(水)、10日(水) 17日(水)、24日(水)	鹿児島市西千石庁舎	9時～16時
平成28年	3月 2日(水)、9日(水) 16日(水)、23日(水)	鹿児島市西千石庁舎	9時～16時

＜説明会会場所在地＞※お問い合わせは各会場ではなく雇用均等室まで。

- 鹿児島市西千石庁舎（鹿児島市西千石町1-32 鹿児島西千石町ビル3階）
- ハローワーク加世田（南さつま市加世田東本町35-11）
- ハローワーク川内（薩摩川内市若葉町4-24）
- ハローワーク鹿屋（鹿屋市北田町3-3-11）
- ハローワーク国分（霧島市国分中央1-4-35）

お申込み・お問い合わせ先

鹿児島労働局雇用均等室

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル2階

電話：099-222-8446 FAX：099-222-8459

うわさの健康情報

シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

（その6）「快適な睡眠のための7箇条」

「快適な睡眠のための7箇条」

（6）午後の眠気をやりすごす

- 短い昼寝でリフレッシュ、昼寝をするなら午後3時前の20～30分
- 夕方以降の昼寝は夜の睡眠に悪影響
- 長い昼寝はかえってぼんやりのもと



昼寝は、夜の睡眠の質を低下させるといわれていた時代もありましたが、最近の研究によると、「昼食後から15時までの時間帯に30分未満」という条件を守れば、夜の睡眠の質に悪い影響を与えないだけでなく、日中の眠気を解消してその後の時間をすっきりと過ごすのに役立つことがわかつてきました。

人体の睡眠のリズムとして、14時くらいに眠気が生じることは当たり前のことだそうです。昼寝をせずにこの時間帯を過ぎても眠気は覚めてくるのですが、もし昼寝をする時間があるのであれば、睡魔とは戦わずに眠気に身をゆだねる方が楽です。つまり、この時間帯をうまくやり過ごすのが重要です。

15時以降に居眠りをすると、いつもの就寝時刻に寝付けなくなる可能性が高くなります。

また、30分以上の昼寝は、昼寝から覚めた時にぼんやりして、しっかり覚醒するのが難しくなりますので避けましょう。

健康第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島 保健師さん作成の漫画です。次回もお楽しみに！

①

昼飯も食ったし早く
クロ葉さん家に届けるぞ!!
でも…眠い…やばい…

ニコニコ運送

食後は消化活動に
血液が使われるため、
脳への血液が減り
眠気がやってきます。

②

ニコニコ運送

!

キキー

③

無理して睡魔と闘わず、
20～30分の睡眠を
とって安全運転を。

20分後

スッキリ

④

ニコニコ運送です。
遅くなってすみません。

健康第一

よかど!
わいは安全第一で
頑張ってくいやい!!
おいは健康第一で頑張ってな♪

クロ葉さんの健康への道はまだまだづく…

主催 中央労働災害防止協会

協力：(公社) 鹿児島県労働基準協会

職場リーダー向け

リスクアセスメント研修

リスクアセスメントの仕組みに基づいて実際に危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、評価などを実施する職場の管理監督者、作業者などの方を対象として、演習を中心に職場におけるリスクアセスメントの実際の進め方にに関する研修を開催します。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

1 日 時：平成28年2月5日（金） 9:00～17:00

2 会 場：(公社) 鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所
(鹿児島市七ツ島1-6-2 電話 099-261-6298)3 内 容 リスクアセスメントの実際のやり方を習得するため、講義時間を短縮し、演習を中心に学びます。
(現場作業者向け)

カリキュラム（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～9:10	開講、オリエンテーション	13:00～13:35	【講義】危険性又は有害性の特定
9:10～10:00	【講義】リスクアセスメントの概要 ビデオ上映「リスクアセスメントの考え方、進め方」	13:35～14:30	【演習】危険性又は有害性の特定
10:00～10:10	休憩	14:30～14:40	休憩
10:10～10:55	【講義】リスクの見積り、リスク低減のための優先度の設定	14:40～15:20	【講義】リスクの低減措置の検討及び実施
10:55～11:40	【演習】リスクの見積り、優先度の設定	15:20～15:30	休憩
11:40～12:40	昼食・休憩	15:30～16:35	【演習】リスクの除去、低減措置の検討
12:40～13:00	【演習】リスクの見積り、優先度の設定（続き）	16:35～16:50	まとめ/質疑応答
		16:50～17:00	修了証授与、閉講

4 対象者 現場の監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者

(事業場のリスクアセスメントの仕組みに基づいて、実際に職場で危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討などを実施する方)

5 定 員 50名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）

6 参加費

参加料	正規料金	割引料金（注2）
会員（注1）	25,710円	15,430円
一般	30,860円	18,520円

（テキスト代、消費税を含みます。）

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金の対象は、常時使用する労働者数が300人未満の事業場であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

7 申込締切日 平成28年1月15日（金）まで 【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込み方法

①本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

参加証は、開催日10日前頃送付致します。

②参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。

請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。

9 参加費振込先

鹿児島銀行 本店 当座預金 口座番号 8526 口座名「（公社）鹿児島県労働基準協会」

※振込手数料は、ご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方の参加をお願い致します。

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社)鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

099-226-3622

参 加 申 込 書

職場リーダー向けリスクアセスメント研修
2月5日（金）開催地：鹿児島

フリガナ			業種		
事業場名			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
所在地	〒一		会員について <input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員		
連絡担当者	(フリガナ)	所属			役職
	氏名	TEL	()	FAX	()
参加者	(フリガナ)	所属・役職名		年代をご記入ください。	* No.
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
参加者	(フリガナ)	所属・役職名		年代をご記入ください。	* 参加証
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
該当箇所の□にチェックマークをご記入ください。 参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。） ¥ 円 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留で送金				備考欄	* 受付
				※は記入しないで下さい。	

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、
名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入してください。

割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）

※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、
当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することができます。これらの情報提供に使用することを
同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

平成28年1月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
床上操作式クレーン運転	1/18~1/20	12/7~12/11	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 1/18~1/22 【科目免除者】 1/18~1/19	12/7~12/11	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1/20~1/22	12/7~12/11	会員 18,440円 一般 19,440円	
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/25~1/26 【科目免除者】 1/25~1/29	12/14~12/18	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	1/25~1/27	12/14~12/18	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
 3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正しました。10月1日以降に開始する講習は事前に計画届が必要です。
 詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。